

オフィス開設促進奨励金・雇用促進奨励金 概要と申請の流れ

1 概要

(1) 事業の内容

オフィスまたはサテライトオフィスの新設または増設

(2) 指定地域

日立駅、常陸多賀駅、大甕駅、小木津駅、十王駅周辺またはJR常磐線各駅からおおむね1キロメートルの区域内

(3) 指定業種

全業種（農林水産業、貸金業、宗教など一部業種及び風俗営業を除く）

(4) 補助内容

・建物取得の場合

固定資産税相当額及び都市計画税相当額(3年間)

・賃貸の場合

賃料の半額（1年間）、改装費用の3分の1の額

※賃料には敷金、礼金、事務手数料等は含まれない。事務所に係る駐車場の賃料は含む。

対象経費	対象外経費
<p>【改装経費】 内装工事、外装工事、設備工事 など ※既存設備の撤去に係る費用、修繕費は対象外</p> <p>【備品購入経費】 看板の作成・設置 机・イス・キャビネット等の事務機器 応接セット 事務室・応接室のエアコン設置など</p>	<p>パソコン、コピー機、プリンターなど汎用性の高いもの 筆記用具等の消耗品 電話加入料 インターネット導入経費（通信経費） 店舗、事務所開設通知経費（ハガキ、チラシの作成及び折込料金、郵送料） HP作成費用</p>

※改装経費とは、事業開始日の6月前から事業開始日前までに要したもので、壁紙、床面の改装経費、間仕切り工事等で、借主である事業者の負担により行うこととなる経費が対象

(5) 投資額要件

ア 建物取得の場合、投資額100万円以上かつ正規雇用従業員を3人以上新事務所に配置すること

イ 賃貸の場合、正規雇用従業員3人以上を新事務所に配置すること

(6) 補助限度額

各年度 1,000 万円

2 新規雇用に対する奨励金（雇用促進奨励金）

(1) 要件・交付額

オフィス開設促進奨励金の要件に該当する事業者が、新增設したオフィスにおいて1年以上継続して従事している従業員を2人以上増やした場合

- ・増加した従業員1人につき30万円交付
- ・雇用時に40歳未満である従業員については3年間にわたって（雇用継続を確認できた場合のみ）交付

(2) 対象者

新たに雇用した正規雇用従業員、または日立市の区域外のオフィスからの配置換えにより配置した常時雇用する正規雇用従業員で、以下の要件を満たす方

- ・交付基準日（事業を開始した翌年の同月同日）時点で、1年以上日立市に住所を有している
- ・1年以上継続して雇用している
- ・過去に当該事業者にて正規雇用の従業員として雇用されていたことがない

(3) 支出時期

ア 建物取得の場合、固定資産税相当額を交付した当初の年度

イ 賃貸の場合、賃料補助金を交付した年度

から3年度にわたって交付

（令和5年5月1日に賃貸で開業した場合の例）

令和5年度中

改装費用の1/3を補助

令和6年度

- ・支払を終えた1年間分の家賃の1/2を奨励金として交付
- ・あわせて、令和6年5月1日時点で、令和5年5月1日と比較して、1年以上勤務及び1年以上日立市に住民票を有する正規雇用従業員が2名以上増加したか確認
- ・該当する場合は雇用奨励金を交付

令和7年度

- ・令和7年5月1日時点で、令和5年5月1日と比較して、1年以上勤務及び1年以上日立市に住民票を有する正規雇用従業員が2名以上増加したか確認
- ・該当する場合は雇用奨励金を交付

令和8年度

- ・令和8年5月1日時点で、令和5年5月1日と比較して、1年以上勤務及び1年以上日立市に住民票を有する正規雇用従業員が2名以上増加したか確認

- ・該当する場合は雇用奨励金を交付

※ 雇用・配置替え時点で40歳未満の場合、令和6年度に交付済の場合でも最大で令和8年度まで3年間にわたって交付可能)

令和9年度

家賃補助を交付した年度から4年度目になるため、雇用奨励金の対象とならない

- (4) 提出書類（該当する事業者には市から別途ご案内します）
- ・申請書
 - ・従業員名簿（従業員が2人以上増加したことが分かるもの）
 - ・増加従業員に係る雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
 - ・増加従業員に係る勤務表の写し

3 補助金交付までの流れと手続き

- (1) 事業開始日までに以下の書類を提出
- ・産業立地促進事業計画書
 - ・会社概要（パンフレット等）
 - ・定款及び法人の登記事項証明書
 - ・見積書など投資規模が分かる書類
- ※事業開始日とは、事業者として利益を得るために行う事業活動を開始したと一般的に認識される日をいい、当該オフィスにおいて、管理、営業等の事務を開始した日をいう。
- (2) 事業開始日後ひと月以内に以下の書類を提出
- ・事業開始届
 - ・事業開始を証する書類（取引先への案内文書、HPへの掲載内容等）
- (3)-1 不動産を取得した場合
- ア 事業開始の翌年度に固定資産税の賦課・支払
→取得した固定資産に係る固定資産税及び都市計画税が翌年1月1日に賦課されるので、事業開始の翌年度に事業者においてお支払いいただく
- イ 固定資産税及び都市計画税を納付した翌年度に補助金交付の申請
→提出いただく書類について、該当する事業者には市から別途ご案内します。
- (3)-2 賃貸の場合
- ア 事業開始から1年間、家賃をお支払いいただく
→賃料が変更されない限り、12ヵ月分の家賃が補助対象となります。
※1年以内に賃料が変更された場合、日割り計算等により、事業開始日から1年間に要した賃料の実学を補助の対象とします。
- イ 事業開始から1年を経過した日が属する月の翌月が即する年度に交付
→提出いただく書類について、該当する事業者には市から別途ご案内します。

以上